

北本市協働推進条例の研究について

1 北本市における協働推進の歴史

- (1) 平成18年3月『北本市市民と行政との協働推進計画』を策定
計画の中身は「市民参画」、「協働」、「市民活動促進」が混在している
- (2) 平成22年4月『北本市自治基本条例』施行
条例では「参画」、「協働」、「市民活動促進」を別々に定義している

2 今後の研究内容について

- (1) まちの憲法として位置づけている自治基本条例のもとに現状の例規を整理、不足している例規を整備する考えから「参画」、「協働」、「市民活動促進」はそれぞれ別に施策を整理する必要がある
- (2) 『北本市自治基本条例』で定義している「協働」は、『北本市市民と行政との協働推進計画』の第5章協働の形態に記載するもののうち「共催」、「後援」、「実行委員会・協議会」、「委託」、「事業協力」、「アダプト・システム」が該当する
- (3) 従って、協働推進条例に位置づける項目の検討は、これらの形態で市民と市とが対等な立場で事業を達成する際に必要な各々の役割分担と事業を推進するための制度について検討する必要がある